

お知らせ

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務（延長）について

グリーン住宅ポイント事務局へのポイント発行申請の提出期限は令和3年10月31日までとなっておりますが、ポイント発行申請に係る期限の延長がなされました（別紙参照）。

それにより、ポイント発行申請に添付する『住宅の省エネ性能等を証明する書類』のうちグリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務の受付を令和3年10月29日（金）まで延長させていただきます。

ただし、予算に達した時点でポイント発行申請の受付は締め切る予定となっておりますので、対象住宅証明書発行業務においても受付を上記日付より早めることがございますのでご注意ください。

また『住宅の省エネ性能等を証明する書類』として

- ・長期優良住宅建築等計画認定通知書
- ・低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ・性能向上計画認定通知書
- ・BELS評価書
- ・設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書
- ・フラット35S適合証明書（金利Bプラン）

については11月1日以降も通常通り受付は行いますが、グリーン住宅ポイントにご利用される方はポイント発行申請受付〆切までに交付できない場合がございますのでご注意ください。



愛媛建築住宅センター



令和3年10月1日
住宅局住宅生産課

グリーン住宅ポイント制度のポイント発行申請期限の延長等を行います！

一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」（別紙参照）について、ポイント発行の申請期限を延長します。

併せて、リフォーム工事のポイント発行申請に係る運用を変更します。

※ ポイント発行対象となる契約の期間は延長せず、令和3年10月31日までとなっておりますので、ご注意ください。

1. ポイント発行申請に係る期限の延長

申請方法	従来のポイント発行申請期限	延長後のポイント発行申請期限
窓口・郵送	令和3年10月31日	令和3年11月30日 ^{※1}
オンライン		令和3年12月15日 ^{※1・※2}

※1 予算の執行状況により、上記の期限より前にポイント発行申請の受付を終了する場合があります。対象住宅証明書の取得等には一定の時間を要しますので、早めのご準備、早めのポイント発行申請をお願い致します。

※2 オンライン申請であっても、工事完了前に追加工事へのポイント交換を伴うポイント発行申請を行う場合には、ポイント発行申請は令和3年11月30日までにを行う必要があります。

対象住宅証明書の発行を行う登録住宅性能評価機関に証明書の発行を依頼する場合には、事前にグリーン住宅ポイント事務局や評価機関のホームページで、受付状況を必ずご確認ください。

2. リフォーム工事のポイント発行申請に係る運用の変更

リフォーム工事の請負契約額が1,000万円未満（税込）の場合、現在は工事完了後にポイント発行申請を行うこととしていますが、新型コロナウイルスの影響により工事が遅延し、1.の期限までに工事完了させることが難しい場合は、令和3年10月31日までの契約であれば、工事完了前であっても1.の期限までにポイント発行申請を行うことを可能とします。

3. ポイントの申請に関する問い合わせ先（グリーン住宅ポイント事務局）

変更に伴う詳細な情報は、下記のお問い合わせ先にご確認ください。

<電話> 0570-550-744 ナビダイヤル（通話料がかかります）
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を含む）
（IP電話等からのご利用 042-303-1414）
<HP> <https://greenpt.mlit.go.jp/>

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、39471（内線）FAX：03-5253-1629

グリーン住宅ポイント制度の概要

別紙

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

* 特例の場合(以下のいずれかに該当)

・東京圏から移住^{※1}するための住宅

・多子世帯^{※2}が取得する住宅

・三世帯同居仕様である住宅^{※3}

・災害リスクが高い区域^{※4}から移住するための住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住 ^{※1} するための住宅	
③災害リスクが高い区域 ^{※4} から移住するための住宅	15万Pt/戸
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合) 全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

※1) 東京圏から移住: 一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住

※2) 多子世帯: 18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3) 三世帯同居仕様である住宅: 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅

※4) 災害リスクが高い区域: 土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)

※5) 若者世帯: 40歳未満の世帯、 ※6) 子育て世帯: 18歳未満の子を有する世帯

3 ポイントの交換対象商品等

・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品

・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数 : 1戸あたり上限30万Pt

【上限特例①】若者・子育て世帯^{※5※6}がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)

【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等		発行ポイント数	
断熱改修	窓・ドア	ガラス	0.2~0.7万Pt/枚
		内外窓	1.3~2万Pt/箇所
	外壁・屋根・天井又は床	ドア	2.4, 2.8万Pt/箇所
		外壁	5, 10万Pt/戸
エコ住宅設備	屋根・天井	1.6, 3.2万Pt/戸	
	床	3, 6万Pt/戸	
耐震改修	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器	2.4万Pt/戸	
	節水型トイレ	1.6万Pt/台	
	節湯水栓	0.4万Pt/台	
バリアフリー改修	手すり	15万Pt/戸	
	段差解消	0.5万Pt/戸	
	廊下幅等拡張	0.6万Pt/戸	
	ホームエレベーター設置	2.8万Pt/戸	
リフォーム瑕疵保険等への加入	衝撃緩和畳の設置	15万Pt/戸	
		1.7万Pt/戸	
		0.7万Pt/契約	

いずれか必須

任意

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント

※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外